

アメリカ陪審制度の理想

—陪審員の評議を描いた二本の映画の分析を通じて—

● 藤 崎 康 彦

1、はじめに

筆者は本誌前号（第9号）に「刑事裁判において『合理的な疑い』とはどのような意味か—陪審員の評議を描いた映画の分析を通じて—」を発表した。この分析資料はハリウッド映画の『12人の怒れる男』であった。その最後に（注としてではあるが）、*We the Jury* というTV映画があり、『12人の怒れる男』と対比して論じることは、新たな興味関心を生み出してくれるように感じるので、次の機会があれば取り上げたい、と述べておいた。本稿はそれを行うものである。

2、本稿の目的

We the Jury はある殺人事件の裁判を描いたもので、検察が第一級謀殺（あらかじめ計画、準備した上での殺人）を求刑しているのに対し、弁護側は故殺（あらかじめ殺意を抱いていたわけではない状況で、偶発的に生じた殺人など）を陪審に認識させようとしている。陪審は、はじめは故殺の意見が大勢を占めていたのだが、評議を重ねるうちに、一致して第一級謀殺の評決を出す。『12人の怒れる男』では被告人の有罪が圧倒的な意見を占める陪審員の中で疑問を呈する一人の陪審員によって「合理的な疑い」の議論が深まり、「not guilty」の評決に至るドラマが描かれた。*We the Jury* ではこの逆に、被告人に対する疑惑「suspicion」を評議の過程で確認し、第一級謀殺で有罪とする。明らかに『12人の怒れる男』を意識した作りであり、裏返しのリメイクのようでもあるが、陪審制についての主張（あるいは理想）が二作を並べてみてより鮮明になる作品でもあり、独自の価値を持つ作品であると評価することができる。従って、本稿の目的は次の二つである。

① 「合理的な疑い」を払拭して、被告人を「有罪」とする過程はどのようなものか、を検討する。有罪とするには、普通に考えれば検察側立証を受け入れれば好いだけのこともいえるが、分析の対象とする本作品はそのような受け身の姿勢ではなく、むしろ検察側の立論の不十分なところを陪審員たちが補って「合理的な疑い」を退ける。その理路を辿ってみる。

② 陪審評議こそが裁判の本質であるとする理念が謳われていることを確認する。ここで議論の対象とする *We the Jury* も『12人の怒れる男』も陪審員たちの真剣な議論を描いている。それがそれぞれの映画の主題である。しかし、『12人の怒れる男』では弁護人の努力不足による被告人の不利な状況を、陪審員たちが「合理的な疑い」を一つ一つ提示して吟味することで被告人は「not guilty」であるという評決を導き出す。この *We the Jury* では弁護側の欺瞞や嘘を一つ一つ吟味して、被告人が求刑された通り、有罪とする。方向は反対ではあるが、法廷での検察、弁護の激しいやりとりは、裁判においては、普通の良識と理性を備えた市民である陪審が判断するための素材に過ぎない。真実（truth）を発見するのは、つまり本当の裁判は、陪審たちの評議で実現しているのだ。こういう理念及び信憑が両者に共通していると同時に、*We the Jury* で（ド

ラマの構成によって) より鮮明に描かれているということが出来る。

3、二つの映画のドラマとしての対比

論述の筋としては、すぐに裁判でのやりとりと、陪審評議の内容の分析に入るのが論理的である。しかし、それぞれの背景を対比して初めて、*We the Jury* の特徴もよりよく把握することができる。繰り返し映画を見て、分析した上で感じた。いささか遠回りに感じられようが、以下にまとめて提示する。この部分では(筆者の論文作成の前後関係、及び映画の制作年の前後関係—それぞれ1957年と1996年—から)、『12人の怒れる男』を前者、*We the Jury* を後者と便宜的に指すことにする。

① 前者では法廷場面は判事の最終説示のみで、後は評議室でのみドラマは描かれる。後者は事件発生、審理の前の陪審員選択(jury selection)、法廷での審理、陪審の評議、再び法廷での評決(verdict)の提出と判事による確認まで、裁判映画のプロセスの重要な場面は皆取り入れられている。

② 後者では陪審員候補者(jury pool)が待合室に置かれている時から、自己紹介などで互いに名前を認識している。評議に入っても互いに名前呼び合う。(そのため以下の論述では登場人物に言及する際には、ファーストネームで表記する。)前者では評決を出して解散するまで、互いに匿名性を保ち、番号で認識し呼び合う。

③ 前者の事件が起きた舞台は、下層階級の住むスラムのような場所で、恐らく移民の家族でのことである。後者は富裕な白人階級(被告人である妻は普通にはセレブと言ってよい人である)の夫婦の間でのことである。

④ 前項③が関係するが、事件は前者では陪審員以外ほとんど誰も関心を持たない。ありふれた日常的な暴力事件の一つに過ぎず、説示をする判事も飽き飽きしたような態度で素っ気なく語る。後者はメディアの強い関心と呼び、社会的な興奮を引き起こす。その関心の高さは、メディアではO. J. シンプソン事件ⁱ以来と取りざたされるほどである。

⑤ 映画制作当時の社会的関心(世相)が反映されている。前者ではやはりスラムの問題であろうかと思うが、あまりはっきりしない。あるいはこの頃既に(10年ほど後のベトナム戦争で顕在化した)世代的な対立が、潜在的に感じ取られているのであろうか。後者は陪審員の中にフェミニストが一人含まれていたことで鮮明になるが、フェミニズムが時代背景になっていると思われる。

⑥ 陪審員の構成が全く異なる。前者では男たちだけである。中年以上と言ってよい人が多い。人種的にも白人のみで、明らかに黒人、アジア系、ヒスパニック系などに見える人はいない。後者では男5人に対して、女7人で、人種的にも、年齢的にも多様な構成になっている。明らかに両者間のおよそ40年の間隔による時代の変化が反映したのであろう。

⑦ 人物像に、ある面共通の特徴で、かつ中身の異なるものが認識できる。評議を紛糾させる人物に、強い内的葛藤が見られることが共通である。前者では、陪審員の一人で最後まで有罪に固執した人に、父と息子の家族的葛藤が見られた。息子が(そして若い人一般が)父や年長者に敬意を抱かない、そういう風潮の中で起きた事件なのだと言主張する。不孝ものは罰すべきなのだ。

i アメリカの元フットボール花形選手。1994年に離婚した妻ともう一人を殺害したとして、裁判が行われた。1995年に陪審の無罪評決が出た。

これに対して後者では、男の女への暴力と抑圧を図式的に言い立て、頑なにそれこそが事件の真の原因とするフェミニストがいる。「個人的なことは政治的なこと」という当時のフェミニストのスローガンを信じ、事件も男対女の政治的な問題の、一つの現象的現れに過ぎないとする。だからこそ、女である被告人を罰してはならないと主張する。もう一つの特徴は、最後にはそれぞれの映画での頑なな人物は、自分の（心の中のわだかまりという意味での）コンプレックスの投影を被告人に対してしていることを自覚し、息子と被告人、抑圧される女性たちと被告人とは同一視できないと納得して、一致した評決を受容する。

⑧ 評議に入る前の判事の説示が異なる。前者では、有罪かそうでないかを陪審は決めなければならない。有罪なら、死刑を課すことになる、と言う。後者では、判事の説示の場面は映画では表現されないが、陪審員たちの議論の中で説示が引用され、その内容が分かる。「有罪かそうでないか」は、今回は問題にならない。被告人が夫殺害の事実を認めているからである。従って、陪審が判断を求められているのは、殺人の等級だけである。検察は第一級謀殺を求刑している。第一級謀殺とそれ以下の罪との差は「予謀（あらかじめの計画や準備、それを裏付ける殺意）」の有無や程度による。これを（常識と理性に加えて）それぞれの経験に照らして判断するように説示している。

⑨ 評議の期間が大きく異なる。前者はほとんど半日の出来事だ。後者は審理を含めて一ヶ月程度との判事の（陪審選択時の）説示があり、陪審員はその間、評決が出るまで隔離（審理及び評議期間中、モートルなどに宿泊させられ、外部との接触は判事が認めた一例えば夜の時間での家族への、監視付きの電話連絡など一ものだけになる。当然、宿舎と裁判所の間を往復するだけに日常行動は制限される。陪審員へのそういう規制のこと。）されることになる。これは社会的反響の大きさを考慮して、他からの陪審員への影響を排除するための措置である。

4、映画の概要—裁判開始まで

① 事件の発生

ある夜、テレビ・トーク・ショウの人気女性司会者であるウィン・アトウッドが、夫が彼の愛人宅にいる時にそこに乗り込み、拳銃で夫の顔面を一発で撃ち抜き、殺害するという事件が起きる。愛人は風呂から上がったばかりで、止めることもできない位の短時間の出来事だった。アトウッドは、愛人に向かって、あなたも殺すつもりだったけどやめたと言って、犯行現場である寝室から警察に冷静に自ら電話をかけた。アトウッドはテレビ界のアカデミー賞といわれるエミー賞を受賞し、人気も収入も高かったため、センセーショナルな事件として、その陪審裁判は社会的注目の的となった。

② 陪審員選定 (jury selection)

検察と弁護側の戦いは、陪審員選定の時から始まる。陪審員の構成が評決に影響することは周知の事実で、どちらの側も自らに有利な陪審員を一人でも多く選ぶべく駆け引きをする。検察は、計画的で冷酷な犯行である以上、第一級謀殺を求める。弁護側は、殺人について有罪であることは認めた上で、より軽い罪状での評決を引き出そうとする。殺人罪の等級を判断するには、犯行に至る心理を推し量る必要があると言い、これが理解できるか否か、法廷での判事の説示に従うことができるか否か、を候補に対して質問して陪審員を選ぼうとする。その結果男性5人、女性7人の陪審が構成された。

この陪審員選定で興味深いのは、弁護側にどのような方針でどの候補を選ぶべきか助言する専門家（jury consultant という）が描かれているⁱⁱことだ。また、結果的に被告人ウィンに第一級謀殺とする評決に、主導的な役割を果たした主人公役のアリスという女性を、ウィンが自ら選んでいることも、皮肉な結果を招くことになるが故にドラマ的に興味深い。陪審員選択の場で、二人の目が合い、いい感じを受けたとウィンは言って、彼女自身が弁護人の反対を押し切って陪審員にしたのだった。

5、事件の概要—法廷での審理

① 冒頭弁論

検察側は、法廷で争われるのは謀殺か否かである、と断言する。検察は、事件のあった日、夫が被告人を射殺したのは、あらかじめ計画され、準備されたものであり、被告人には責任能力があった、すなわち第一級謀殺であることを証明する、と陪審員たちに述べる。

これに対して、弁護側は、殺人には等級が定められている、それには犯行に至る心理を推し量ることが必要だとここでも繰り返し述べる。心神耗弱を陪審に認めさせ、故殺という最も軽い評決を狙う作戦なのである。

また、検察側は、被害者は被告人との離婚を望んでいたとし、弁護人は、被害者は被告人を虐待していたと言う。そしてこれこそが引き金を引かせた究極の原因なのだという。

② 検察側立証

アメリカの陪審裁判は、基本的に物証の提示と証人の証言から構成される。検察側は先ず検死官に法廷で証言させる。被害者である被告人の夫は顔面の左目の下を一発で射貫かれており、それが致命傷で、即死であったと証言する。検事は射撃に使われたリボルバーを証拠として提示し、未登録の銃であることも付け加える。

次に被告人が犯行後警察に通報したので、現場に駆けつけた警察官の証言を聞く。警察官が現場に入ってゆくと、法廷での被告人である女性がいて、名を名乗り、私が夫を撃った、夫はそこだと述べたと証言する。検事はそこはどこか聞くと、警察官は、ベッド・ルームで、裸で、死んでいたと述べる。そして、その犯行現場のアパートメントには住人がもう一人いて、ジェーン・カーライルという白人女性が、ソファに座って泣いていたと述べる。検事が、被告人は泣いていたかと質問すると、警察官は、平静で冷静に見えたと答える。

これらの証言で、被告人が冷静に犯行を計画し、被害者を正確に撃ったと、陪審員に理解させる検察の立証意図が分かる。これらの事実についての証言には、弁護側は反対尋問をしなかった。

検察官は、次に被告人の友人である女性を検察側証人として証言台に座らせる。ウィン・アトウッドと証人との交友の中で、ウィンの夫について話すことがあるか聞くと、しょっちゅうであり、その内容は夫が浮気をしているということであると証言する。何かアドバイスをしたかとの検事の問いには、アドバイスは求められなかったが、離婚するようにと言ったと答える。その時のウィンの反応は、夫とその愛人には財産をやりたくないというものだったと語る。

この証人に対しては、弁護人は反対尋問をする。雑誌（*Inside Look Magazine* という名の、興

ii 映画『ニューオーリンズ・トライアル』にはコンサルタントのチームの活動が詳細に描かれている。チームのボスは主人公の一人でもある。

味本位の一種の暴露雑誌と思われるもの)を陪審員に示しながら、証人はこの雑誌の(この事件に関する)インタビューに応じているが、いくら貰ったか尋ねる。1万ドルとの答えに、それだけあれば新しい友人が買えますねと皮肉を言う。金のためには友人を裏切って、何とでも相手の望むような話をする人物、という印象を与え、証人の信用を減殺するテクニックである。実際、陪審員室での雑談では、陪審員の幾人かからは妬みと侮蔑の(互いに矛盾する)感情が表現されているので、効果的であったと言えよう。

最後に検察側は、夫の愛人を証人にする。検事は、愛人に先ず被害者は証人との結婚の話はしたか尋ねる。すかさず弁護人の異議が出る。判事席の前で三者での話し合いがもたれる。弁護人は、検察側が、夫が愛人との結婚とウィンとの離婚を望んだことを殺人の動機にする気か、しかし夫が結婚話をしたか否か、故人である夫に尋問してみようがないと抗議する。検事は、被告人が夫を殺してしまったからではないかと反論する。結局、離婚に関する話題は証言記録から削除することを判事が決定する。

議論を先取りすることになるが、これについては、愛人の証言が終わった後、控え室で、弁護人とウィンの中で印象的な会話がなされた。弁護人はウィンに、愛人の証言で夫の離婚願望を陪審に印象づけてしまった。とてもまずい事態だ、と言う。ウィンは予想されたことだと静かに答える。弁護人は、ウィンには証言台に立ってもら(実際には座って証言する。元々のイギリスの裁判では証人は立って証言することから、慣用的な言い方になったものであろう。)その時こそ、愛人の言う、夫の離婚願望は嘘だと陪審に信じ込ませるのだ、離婚を望んだのは彼ではなく、君の方が離婚したかったのだと信じ込ませるのだと、強い口調で言う。これが弁護側の作戦であり、ウィンの証言が評議での焦点になる。

検事は、次に事件当夜のことを尋ねる。証人は次のように話した。事件当夜、彼(被告人の夫)はベッドに入っていた。証人は風呂から上がったばかりだった。ドアのチャイムが鳴ったので出てみると、奥さん(ウィン)がいた。顔は知っていたが会うのは初めてだった。彼女は家に入り、(夫の)声のする方に進んで行った。私は後を追って、彼女に帰ってくれと言った。彼女は止まらずに寝室に行き、私はその背後にいた。彼女の手には拳銃があった。(入ってくる時から)ずっと持っていたのだろう。彼はベッドから飛び起きた。ひどく驚いていたのだろう。彼が彼女を見るのを私(証人)は見た。彼は銃も見たはずだ。彼は両手を挙げて伏せようとした。その時あっという間にウィンが顔を撃った。彼女は、心配しないでと私に言った。あなたも殺すつもりだったけど止めたわ、と言った。そして電話のところに行き、警察にかけた。

映画では彼女に対する弁護側反対尋問はなく、検察側立証はこれで終わる。次は弁護側証言になる。

③ 弁護側立証

弁護側は、先ず離婚専門弁護士の証言を求める。大判の立派な装丁のノートを見せて確認を求める。それは自分の患者の予約のスケジュール帳だと答える。弁護人はノートを開いて、特定の部分を示してこの部分は何か聞く。証人はウィン・アトウッドの予約であると答える。彼女は来たかと弁護人は尋ね、肯定の回答を得た後、彼女は離婚費用を尋ねたか聞く。証人は依頼人との守秘義務を根拠に回答をしない。ここで検察側から異議が出て、弁護側との応酬になる。判事がこの証言は考慮しないように陪審に説示し、記録から削除することを決める。しかし、弁護側はウィンが離婚を考えていたとの印象を陪審に与えることに成功する。

次に専門家証人として、虐待された女性の精神病理を専門とする女性医師、クウィンテロ博士

を尋問する。彼女は、虐待の形態は様々であり、肉体的虐待のみが最も有害とは言えないとし、被告人については州拘留所での（複数回の）治療的面接と各種心理検査を実施し、その結果、明らかに被告人は耐えがたいほどの、かつ長期にわたる虐待の犠牲者であると診断すると証言した。その答えを前提に、弁護人は、その虐待は合理的判断能力（rational judgement）や自覚的、計画的な判断能力（premeditate judgement）に影響を及ぼすか尋ねる。証人は肯定し、合理的判断は勿論のこと、何かを計画することも困難である。それに、ストレスの許では（上記の能力が失われて）自動症（automatism）すなわち夢遊病（sleep walking）のようになる、と答える。更に付け加えて、この道の権威であるスーザン・トゥルーブラット博士は、虐待された妻は心理的には強制収容所の囚人に等しいと言っている、と述べる。

検察の反対尋問は先ず証人の背景的な面に向けられた。この証言の報酬は2500ドルであり、精神的虐待について（専門家として）恐らく15ないし20回位証言していることを証人に述べさせる。その上で、常に弁護側証人であったことを確認する。検察官は、被告人は（法廷では）まともに（落ち着いてきちんとしているように）見えるが、と尋ねると、まともかどうか（何とも言えないが）、（見かけ上の）平静さは保っていると答える。検事は更に、被告人は毎日何百万もの人が見ているテレビ番組で司会も務めていた。判断力を失った状態でそれをやることができると信じることは難しいが、あなたはどうか、と追求する。これに対する証人の返答は、映画においては、場面の転換にオーバーラップして、なされることはない。後ほどの「6、評議」での考察で改めて取り上げるが、ここで証人の信用性を攻撃するような反対尋問がカットされているのはドラマ構成上の意図があつたことであろう。

最後に被告人証言が行われる。被告人には「黙秘権」があり、「立証責任（burden of proof）」はすべて検察側に課されているので、被告人は弁護人に任せて自分は証言する必要は普通ならば、ない。映画等のドラマでは証言台に立つことがあるが、その必要がある場合のみである。例えば被告人の犯行時の心理的状态が問題になるような場合であるⁱⁱⁱ。心神喪失や心神耗弱で抗弁をする場合は、専門家の鑑定と本人の証言が行われるようだ。この *We the Jury* の場合も、ウィンの証言は山場となる。弁護人が先に彼女に言っていたように、彼女の夫が離婚を考えていたかも知れないという印象を払拭し、彼女こそが離婚を望んでいたのだと印象づけたい。そのために、夫の虐待を強調する作戦を弁護人は立て、彼女は虐待の犠牲者であると専門家に証言させた。それを裏付けるような内容を、弁護人は尋問で引き出してゆく。

その内容を（一問一答では煩わしいので、独白のようになるが）要約すると次のようである。カギ括弧で囲んで示す。ただし、尋問では、両者とも必ずしも完全な文で話すわけではなく、特に証人の場合、言い淀みや言いかけて沈黙するなどの、感情的な表現に時としてなる。以下の要約で、まる括弧内は筆者が証言の脈絡を考えて補足したものである。

「夫との結婚生活は、最初は幸せだった。おかしくなり始めたのは、私の仕事成功を続ける一方で、夫の事業がうまくゆかなくなり始め、会社を畳んだ辺りからである。私がエミー賞を取ると、夫は皮肉な（嫌味な）冗談を言うことが多くなり、その頃夫が浮気をしていることを知った。その女性を見て知ったのだが、それに触れると夫は怒りを爆発させ、何時間も私の番組や私

iii 映画『ある殺人』では、妻を強姦された軍人が、強姦した男の職場である酒場へ乗り込んで、拳銃で撃ち殺す。犯行のことはよく覚えていないとして、心神喪失による無罪評決を、弁護人は狙う。激しい法廷でのやりとりがこの映画の見所の一つで、狙い通り無罪となる。

との性生活について大声でののしった。私は不感症で、ずっとそれを彼は我慢してきたのだと言った。そして私をベッドに押し倒してセックスした。セックスに応じるよう求められたわけではないが、彼は夫であるし、興奮もしていたので、応じるべきだろうと考えた。それ以降二人の関係は変わった。ここで述べたようなことの繰り返しだった。仕事で私がロンドンに一ヶ月出張していたある夜、こちらの時間で午前二時頃家に電話した。そしたら女が電話に出た。それは(被告人と夫の)寝室にある直通の電話である。電話を代わった夫は(声を上げて)笑っていた。

(そういうエピソードの後)私は夫に女遊びは止めて、結婚カウンセラーに相談してカウンセリングを受けてくれるよう頼んだ。彼の反応は更に乱暴になり、私を寝室に閉じ込めて拘束し、仕事は仮病を使って休めと命じ、(仕事の)スタジオに電話するよう強いた。それが一週間も続いた。(その間)女を家に連れ込んで、私の目の前でセックスした。その時に私にも(彼と彼女との)セックスに加わるように言われた。(彼女がどうしたかの証言は映画の場面には描かれない。)また、母や姉から電話があると、電話を切るまでずっと監視していて、またそのことで喚き始める。家族とべたべたしすぎる、縁を切れと叫ぶ。私は(従わざるを得ず)誰とも接触を失い、全くの孤独になった。それで離婚を考えた。とにかく逃げたくて、弁護士に(相談した)。夫にも勇気を振り絞って、離婚したいと言った。それに対して彼は何も言わず、(部屋から)出て行き、拳銃を手にして戻ってきた。(弁護士とのやりとりの中で、彼女は現実的な脅しの言葉については証言していない。銃を夫が持ったことが、彼女には非言語的な脅しのメッセージと受け取られたことが分かる。)それ以来離婚話は二度と(持ち出さなかった)。私が家にいるときは、彼は客室で寝ていた。ただ時々私の寝込みを襲って、(彼女の寝室に入ってきて)私とセックスをした。セックスの後は愛人と比べてけなした。私の年では(彼を満足させることは)どうにも(できない)。その後はまた一晩中怒り狂う。その頃には私への殺意を口走るようになっていた。彼はよく、もう正気ではいられないと言っていた。これを私は、私を殺すつもりだ(と理解した)。そしてついに耐えられなくなり、あの夜……」

ウィンが感情的に耐えられない様子を示したところで(陪審へのアピールは十分だと判断した可能性はあるが)弁護士は尋問を止め、検事の反対尋問に委ねる。ここからは、むしろ一問一答形式にした方が反対尋問の趣旨に合うので、その形をとる。後の陪審評議で問題となるやりとりが出てくるからでもある。

検事：あなたは(その夜)どこに向かっているか分かっていたのですね。

証人：分かっていました。

検事：あなたは夫を殺す意図を抱いて、向かっていたのですね。

証人：そういう意図は全くありませんでした。

検事：もしそうなら、ではなぜ弾丸を装填した銃を持って行ったのですか。

証人：私はただ……。

検事：あなたは、ただの気まぐれで銃を持って行ったとでも(言う気なのですか)？

証人：私はただ、何日も寝ていなくて、ぼーっとして……、私のクローゼットに行き、銃を取り出したことは覚えています。

検事：それを使うために、でしょう。

証人：たぶん私は、銃を持っていれば、私が何を言おうとしているか彼が理解してくれるのではないかと思ったのでしょうか。彼は私の本気だと分り、私を解放してくれる、こんなことは続けてはいけない、終わらせなければ、と理解してくれると。

検事：あるいはあなたが彼を殺して終わらせようとした。

証言：殺す気はなくて、無意識に、ただそれが起こってしまったのです。

検事：ただ撃ってしまった。

証人：はい。玄関に立ち彼女（愛人）がドアを開けた。私は震えていて、意識は体の外にある感じでした。自分のいない身体が動いているのを見ているような感じでした。身体が無意識に動き、夫の声の方に進んでいきました。声のする方に行くと、彼が寝室にいた。彼はとても驚き、そして彼は笑った。その時私は爆発音を聞いたのです。（しばし沈黙）銃が発射され、彼は死にました。

以上で反対尋問は終わった。そしてすべての法廷での審理も終わった。

6、評議^{iv}

『12人の怒れる男』でもそうだったが、陪審員は、本格的に評議を始める前に、暫定的にせよ今どのようにそれぞれの陪審員は思っているか、確かめるようだ。今回も先ず印象で好いから理由を説明しながら、どの罪に当たるかを各人が述べた。結果は、故殺7票、第一級謀殺1票、第二級謀殺2票、無罪1票、棄権1票であった。これに対して、無罪はあり得ない、判事の説示からも陪審は等級を決めることを求められている、として疑念が出される。無罪としたのは、インテリ風な容貌の白人で、かつ強硬なフェミニストであるベリルという女性である。この事件は全女性たちが日常置かれている、男性からの虐待の結果生じた不幸な事例に過ぎない。すなわち悪いのは不貞を働き、女を虐待する男たちなのであり、女の立場を守るためにも罰すべきではないと主張する^v。これに対して、第一級謀殺をはじめから主張するのは、男権主義的で、女性蔑視的な態度を隠さないラテン系のラモスという男性である。浮気をした位で撃ち殺されたのではなかったものではないという。

紆余曲折を経ながら、被告人の心理状態を理解することが、等級の判断には必要であることを皆は納得する。（この時点では弁護側の狙いは成功したのである。）そのためには、事件当時の被告人の行動を再現してみよう、とベリルは言う。自分で陪審室の中を動き回りながら被告人の行動を演じ始めたので、他の人たちも様子を見守らざるを得なくなる。再現して見せれば自分の主張が理解されるだろうと彼女は期待したのだろうが、その過程で彼女の意図に反して、かえって他の陪審員たちからいくつか疑問が出てくる。以下が主要なものである。

① 再現を始めたベリルは、被告人は夫のクローゼットから銃を取り出したと言いながらその動きを演じる。それに対して、彼女は自分のクローゼットから銃を取り出したと言ったのだ、との指摘が白髪の老婦人イヴォンヌから出る。聞き違いではないかとして、ベリルをはじめ何人かは無視しようとするが、陪審長に指名されていたアリスは確かめる。一度（陪審員だけの）法廷

iv この部分は、筆者が本稿と同時期に『人文学フォーラム』に発表した「陪審裁判とアフリカ、ザンデ族の裁判 —現実の社会的構成の観点から—」の内容と重なる。しかし二つの論考は全く異なる目的と構想で書かれており、また、重複部分の本稿の中での分量も相対的に少ないので、問題はないと思われる。更に、表現などは簡略化するなど必要な修正を加えてある。

v 第2次フェミニズムのスローガン、「個人的なことは政治的なこと（The personal is political.）」を想起させる主張である。恐らく脚本もこれを意識していると思われる。

に戻り、速記者が速記録を読み上げる。記録は確かにイヴォンヌの言う通りだった。

陪審員のほとんどは、ウィンが証言のなかで、被告人が夫に対して離婚話を切り出したときに、夫が怒って拳銃を持ち出して脅したので、以後それには触れないようにした、と述べたので、夫のクローゼットと思い込んでしまったか、気にしていなかったかしたのだ。

しかし、確かめたように、彼女のクローゼットから取り出したのだとすると、それは夫の銃ではなく、被告人があらかじめ準備しておいた銃だった可能性も出てくる。そうであれば、「計画」したことだったのかも知れないという疑い (suspicion) が生じる。

② 次に、銃は夫のものか、妻のものかは別にして、ウィンは証言のような状態なら、そもそも夫を撃つことができたのだろうかという疑問が生じた。被告人証言での反対尋問で彼女が述べたところでは、犯行時、意識が体の外にあり、自分の体が動くのを外側から見ているような感じで、気が付くと銃が発射されていた、ということであった。これについて、そういう状態で、一発で目の下を撃ち抜けるものだろうか、と、男性の一人から疑問が出される。他の男性達も簡単ではないと言う。ベリルは狙って撃てばいいだけのことだとして、疑問を葬ろうとしていた。銃と犯行現場である寝室の見取り図が必要だという声が出る。そんなことができるのかとアジア系のステファニーという若い女性が驚く。これに対して、アフリカ系女性のエヴリンが、勿論できる。私たちは陪審だから (*We the Jury.*) と胸を張って言う。ラモスは、簡単だと言うならやってみるとベリルを執拗に挑発する。ベリルは試してみる羽目になり弾は込めてない銃でラモスを狙って撃つが、震えている手では狙いは定まらない。何人かの陪審員に、被告は冷静に意識を保って、狙って撃ったのかも知れないという疑い (suspicion) が生じる。

これに対してベリルは、弁護側証人である、虐待とその被害者の心理を専門とするクウィンテロ博士の証言を引き合いに出して抗弁する。博士によれば、被告人は (虐待の被害者がそういう状態にままなるように、意識状態が変容し) 心と体が分離して事の流れてゆっくり見えて、明瞭に静かに感じられる状態だったのだから、(一発で正確に撃つことは) 可能だと反論する。これについては、この時点でははっきりとした判断が下せないまま、しかし疑念は多くの陪審員達に広がってゆく。

③ しかし、決定的な疑問は被告人の言う夫の「虐待」に関して生じた。本当に被告、弁護人の主張するように、夫は被告人を虐待していたのだろうか。もし虐待が嘘であるなら、被告人の行為は謀殺である。逆に虐待が事実なら、被告人は心身共にダメージを受け、正常な判断力を失っていた可能性があるので、故殺とせねばならない。つまり評議が深化してゆく過程で、被告人の精神状態の判断が罪の等級の判断を決めるのなら、虐待の有無とその影響をこそ評価しなければならないことを陪審員達は理解する。議論の焦点は虐待に合わせられる。それは被告人証言の信用性を判断するのに決定的な重要性を持つ。

④ 夫は不実な遊び人だったのか。上記③の議論の検討に入る前に、ドラマの上で重要な伏線になるこの疑問が議論される。離婚をどちら側が望んでいたかが、殺人の動機の判断に影響する。夫は妻に対しては不実であったが、愛人に対してはそうではなく、ただの遊び人ではなかった、と判断する意見が出る。なぜなら、被告人に複数の愛人が夫にいたと主張させておきながら、弁護人は検察側証人である愛人に対しては、彼に別な女がいたか反対尋問で聞かなかった。愛人がきっぱり否定することを弁護人は知っていたからだ、と判断する陪審員が現れる。妻であれ愛人

であれ、自分のパートナーに、自分以外の女がいるかは、驚くほど敏感に見抜くものだという男性も出てくる。これを筆者なりに敷衍すれば、つまり、夫の人物像を否定的に描き、妻の主張する虐待の信用性を増す意図が弁護人にはあった、と陪審員たちは理解し始めた、と劇では示唆しているのだ。

ここでの議論で、これはフェミニストの言うような、男対女の政治的問題ではなく、被告人と夫との個人的な葛藤の問題であると陪審員は理解し始める。だからこそ虐待の有無が決定的になるのだ。

⑤ 虐待はあったか。これについて、虐待が事実なら、弁護側は被告人の父母など親族や、友人達を喚問して証言させるはずであろうとの疑問が生じる。それに対してもベリルは、専門家証人が言っていたように、虐待の被害者はそれを恥じて沈黙するものである（だから親族や友人は知らなかったはずなのだ）と反論する。若い女性陪審員の一人ナオミは、そうであるともとれるけれど、自分の友人の一人がやはり虐待を受けていて、しかし周囲には黙っていた。けれども私にはそれが分かった。そういうことは周りの人が気付くものだろうと言う。これに、エヴリンも同意する。ベリルは、女性虐待の犠牲者（survivor）は、それこそ強制収容所を生き延びた人と同じような状況に置かれるのであり、証人のクウィンテロ博士の言うようにと、証言内容を繰り返し始めると、ステファニーがそれを訂正する。ベリルが言っているのは、証人のクウィンテロ博士が引用した、もう一人の専門家であるトゥルーブラット博士の言ったことばだと言う。その博士はすごい人らしくて、ウインのテレビ・ショウにも出て話をしてきたから覚えていたのだ。また、彼女は他の著名なショウにも出て話をしているが、裁判での証人であるクウィンテロ博士のような話、妻虐待の悲劇について例を挙げながら、被害者は心の傷を負い、夢遊病のような症状を見せることがあるとか、同じような話だったという。これで、被告人はトゥルーブラット博士と話をしていること、彼女の著書も読んだことがあるかも知れないと疑う（suspectする）陪審員が出てきた。また、だからこそ証言で迫真的な物語ができたのだ。虐待を信じさせるにはどういふことを言うべきか正確に知っていたのだ、と得心のいったように言う人も出てきた。ベリルは飽く迄反撃し、専門家の話によって、被告人は自分も同じような目に遭っていて（置かれた状況の）理解を深めただけかも知れないと言う。ここでこれまでずっと静かに議論を見守っていた陪審長のアリスが、ベリルに対して言う。（専門家の話を聞いて）理解できたのなら、被告人には分別があった（rationalであった）はず。追い詰められて自分を見失ったりはしてはいない、と。

これでフェミニストは崩れてしまう。泣きながら（女たちを）裏切ることはできないと言う。論理的には謀殺を認めなければならなくなっても、感情的にはまだできないでいて、葛藤に陥っている。それを見て、アリスは（ここで謀殺と認めても）女性（一般）を裏切ることにはならない、これは嘘をついた特定の女性の事なのだと諭す。評決は一致して第一級謀殺となった。

7、如何にして評決は逆転したか

刑事裁判では被告人は、健全な理性と良識を備えている市民たち（彼らが陪審員となる）が抱くかも知れない「合理的な疑い（reasonable doubt）」、すなわち被告人は訴えられている罪を犯していないかも知れない、との可能性を陪審が否定できるほどまでに、検察側が十分に立証しない限り、法的には有罪ではないとされている。従って、陪審の任務は、その検察側立証を吟味す

ることである。(実は筋としては、それ以前に、弁護側は検察側の立証を十分に攻撃しておかなければならないのだが。)

実際、『12人の怒れる男』では、弁護人の怠慢で多くの疑問が残ったと言う#8陪審員の議論から、「合理的な疑い」が提起され、最初の投票での有罪11票という状態から全員一致で、被告人は無罪とされる逆転が生じた。弁護人の怠惰・無能を別にしても、検察の立証は十分ではなかったとされたのである。具体的には、検察側証人の証言がことごとく信用を失ったことが決定的であった。

We the Jury では検察側があまり活躍しない。弁護側が危険を冒して立てた被告人証言に対して、検察側は反対尋問を通じて十分な弾劾証拠を出していない。そのため陪審に多くの疑念が生じ、結果的にウィンの証言が信用を失う。最初の仮の評価での、故殺が大勢の状態から、第一級謀殺で有罪と最終的に逆転してしまう。「合理的な疑い (reasonable doubt)」というアドバンテージで守られているはず弁護側が、いわば、「合理的な疑惑 (reasonable suspicion)」を受けてしまったのである。被告人は嘘の証言をしているのだという疑惑 (suspicion) が決定的だった。

つまり、証人の法廷での直接証言を主に組み立てられるアメリカの裁判では、物証と言えば凶器位しかないここでの二つの映画のような例においては、証言の信用性の評価が決定的なのである。

8、理想と映画作りの間—まとめに代えて

この過程は、誰もが思いつくわけではないような、特別優れた洞察や推論によってなされたのではない。普通の常識と理性とそれなりの経験を備えた人が何人かいたならば、誰かが思いつくか気が付くような、むしろ素朴な疑問や知見の積み上げや発展から達成される。これこそが、アメリカ人が陪審制に抱く信憑なのであると感じる。アメリカの民主主義の理念が最もよく実現している場であると言ったら、持ち上げすぎかも知れないが、少なくともそれを人々は理想としているはずである。

そして、陪審制について、もう一つの理念が見えてくる。それは、陪審評議こそが、裁判の本質であり、法廷の対審での検察側と弁護側両当事者の激しい論戦は、陪審が判断する素材を提示しているだけであり、「人の罪を裁く」という意味での裁判は陪審が実現しているのだ、という信頼である。

そういう理念の許では、当事者の一方の立証ないし防御が不十分ならば、陪審の働きが決定的になる。普通は『12人の怒れる男』のように検察側立証を納得のいくまで批判的に吟味するのが筋だろうが、この *We the Jury* のような例も可能性としてはある。いずれにしても陪審は立論の論理の欠落などを補うなどして、検察側あるいは弁護側が提示するストーリーとは異なるストーリーを「真実」と認定し、評決を出すことになる。

しかしながら、それは映画の中での理想かも知れないことは筆者も理解している。実際はこれら映画のような例は多くはないだろう。今回の *We the Jury* にしてもわざと検察側の働きを抑えて、陪審の活躍する余地をドラマの上で作っているように感じる。例えば、検察側証人の愛人に対して、検事は、被害者は証人との結婚の話はしたか尋ねる。すかさず弁護人の異議が出る。夫が結婚話をしたか否か、故人である夫に尋問してみようがないと抗議する。判事はこれを認めて記録からこの件を削除した。これと同じように、被告人証人においても、例えば夫が被告人を虐待したと主張する証言に対して、先の弁護側の「故人である夫に尋問してみようがない」と言

う根拠で対抗して、無効にすることができたはずだと思う。勿論それでは陪審ドラマは成り立たなくなる。この映画にはそういう不自然さは、『12人の怒れる男』と違って法廷場面を多く出しているが故に、所々で感じられる。しかし、先に指摘した陪審制への信憑と理想を描くには、そうするしかなかったのかも知れない。

謝辞

いつもながら、ほとんど最後に入稿する筆者に対し、いつも寛容に受容してくれる、『コミュニケーション文化』編集担当の村越先生と、迅速な作業をしてくださる神谷印刷の中嶋様には、特別な感謝を申し上げます。

参考文献

藤崎康彦2015「刑事裁判において『合理的な疑い』とはどのような意味か—陪審員の評議を描いた映画の分析を通じて—」『コミュニケーション文化』第9号

———2016（刊行予定）「陪審裁判とアフリカ、ザンデ族の裁判 —現実の社会的構成の観点から—」『人文学フォーラム』第14号

参照資料

VHS ビデオ

『告発文書 2』（原題 *We the Jury*）TAA-30581 発売 TAKI (株) タキコーポレーション 制作 1996 年

DVD ビデオ

『ある殺人』（原題 *Anatomy of Murder*）HHD-10071 発売 ソニー・ピクチャーズ・エンタテインメント 製作 1959 年

『ニューオーリンズ・トライアル』（原題 *Runaway Jury*）GNBR-7040 発売 東宝東和映画株式会社 制作 2003 年